6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してラオス人民民主共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためラオス人民民主共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ラオス人民民主共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してラオス人民民主共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してラオス人民民主共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してラオス人民民主共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してラオス人民民主共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　ラオス人民民主共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びラオス人民民主共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ラオス人民民主共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をラオス人民民主共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十三日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

ラオス人民民主共和国
副首相兼外務大臣
トンルン・シースリット閣下

（ラオス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をラオス人民民主共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十三日に東京で

ラオス人民民主共和国
副首相兼外務大臣
トンルン・シースリット

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第二百三十号

一　ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、「千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定」の加入書を、平成二十五年三月二十二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十五年六月二十二日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生じた。

二　ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は、「千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定」の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定」の加入書を、平成二十五年三月二十二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十五年六月二十二日にボスニア・ヘルツェゴビナについて効力を生じた。

（平成二十五年三月二十二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年七月三日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省経済産業省告示第三号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月三日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（卸供給事業者に係る特例）

第六条　平成二十五年三月三十一日以降に卸供給事業者である者が、卸供給事業者に該当しないこととなった場合におけるこの告示の適用については、当該者（一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、卸電気事業者にその卸電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、特定電気事業者にその特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、特定規模電気事業者にその特定規模電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営み、又は卸供給事業者にその卸供給を行う事業の用に供するための電気を供給する事業を営む者であって、四月一日現在におけるこれらの供給電力が千キロワットを超えるものに限る。）は、卸供給事業者とみなす。この場合において、第七条第一項第一号イ中「もの、特定規模電気事業者が設置する地熱発電施設等並びに卸供給事業者が設置する地熱発電施設等のうち一般電気事業者が実施する入札（電事法第二十二条第五項の規定による公表があったものに限る。）に応じて落札した供給条件により卸供給（同法第二条第一項第十一号に規定する卸供給をいう。）を行うために設置するもの（当該地熱発電施設等において発電される電力量の一部が一般電気事業者以外の者に供給される場合を除く。）」とあるのは、「もの」とする。

附　則

この告示は、平成二十五年七月三日から施行する。

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町市島字笛田洞二三五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）